

〇三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合規約

昭和四十四年三月三十一日

新潟県指令地第九百十八号許可

改正	昭和四十四年	七月新潟県指令地第二〇八〇号許可
同	四六年	二月同 第五七〇号許可
同	四八年	七月同 第二二四四号許可
同	四八年	一二月同 第二九五八号許可
同	五一年	一〇月同 第一〇七三号許可
同	五四年	四月同 第一三九号許可
同	五六年	四月同 第三六八号許可
同	五七年	二月同 第一九九号許可
同	六一年	九月同 第七九八号許可
平成一二年	一二月新潟県市町村第一一三三号許可	
同	一七年	一月新潟県市合第三九二号許可
同	一七年	三月同 第五八五号許可
同	一七年	四月新潟県市町村第一八二号許可
同	一七年	一〇月同 第九六六号許可
同	一八年	三月同 第一六一七号許可
同	一九年	三月同 第一五七〇号許可
同	二〇年	一月届 出
同	二四年	二月新潟県市町村第九三六号許可

第一章 総則

(組合の名称)

第一条 この組合は、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合（以下「組合」という。）と称する。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 組合は、三条市、燕市、新潟市、長岡市及び田上町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第三条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十五条第三項の規定に基づく養護老人ホーム（県央寮）の設置及び管理運営に関する事務
- 二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第一項の規定に基づく居宅サービス事業及び同法第八条の二第一項の規定に基づく介護予防サービス事業に関する事務

（組合事務所の位置）

第四条 組合の事務所は、三条市吉田字薬王寺一二三七番地（県央寮内）に置く。

第二章 組合の議会

（議会の組織及び議員の選挙の方法）

第五条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は十人とし、次の者をもって組織する。

- 一 関係市町の長（ただし、三条市長を除く。）
- 二 関係市町の議会において、当該市町議会の議員のうちから選挙された者各一人。ただし、三条市にあっては二人

（議員の任期）

第六条 組合議員の任期は、それぞれ当該市町長または当該市町議員の任期による。

（選挙等の通知）

第七条 管理者は、組合議員の選挙を行うべき事由が生じたときは、ただちにその旨を関係市町長に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた市町長は、第五条第二号の組合議員の場合にあっては、その旨を当該関係市町議会の議長に通知して選挙を行なわせなければならない。

（当選の告示）

第八条 前条第二項の選挙により、当選者を決定し、または第五条第一号の組合議員となるべき者が定まったときは、当該市町長は、その者の住所、氏名、生年月日及び当選年月日を管理者に通知しなければならない。

- 2 前項の通知があったときは、管理者は、ただちにその旨を告示しなければならない。

（議長及び副議長）

第九条 組合議会は、組合議員のうちから議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

第三章 組合の執行機関

(管理者、副管理者及び会計管理者)

- 第十条 組合に管理者及び副管理者を置く。
- 2 管理者は三条市長を、副管理者は三条市副市長をもってこれに充てる。
- 3 組合に会計管理者を置き、三条市会計管理者をもってこれに充てる。

(職員)

第十一条 組合に職員を置く。

- 2 組合の職員の定数は、条例をもって定め、管理者が任免する。

(監査委員)

第十二条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員のうちから選任し、任期は2年とする。ただし、当該組合議員の任期が2年に満たないときはその任期による。

第四章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第十三条 組合の経費は、次に掲げる収入をもってあてる。

- 一 関係市町の負担金
 - 二 受託事業収入
 - 三 介護給付費
 - 四 その他の収入
- (負担金)

第十四条 前条第一号の負担金の分担割合は、管理者が組合議会の議決を経て定める。

附則

この規約は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十四年七月新潟県指令地第二〇八〇号許可)

この規約は、昭和四十四年七月一日から施行する。

附則 (昭和四十六年二月新潟県指令地第五七〇号許可)

この規約は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

附則 (昭和四十八年七月新潟県指令地第二二四四号許可)

この規約は、公布の日から施行し、昭和四十八年二月一日から適用する。

附 則（昭和四八年一月二月新潟県指令地第二九五八号許可）

この規約は、昭和四十八年十二月十三日から施行する。

附 則（昭和五一年一月新潟県指令地第一〇七三号許可）

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和五四年四月新潟県指令地第一三九号許可）

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和五六年四月新潟県指令地第三六八号許可）

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和五七年二月新潟県指令地第一九九号許可）

この規約は、新潟県知事の許可の日から施行する。

附 則（昭和六一年九月新潟県指令地第七九八号許可）

この規約は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則（平成一二年一月新潟県市町村第一一三号許可）

この規約は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年一月新潟県市合第三九二号許可）

この規約は、平成十七年三月二十一日から施行する。

附 則（平成一七年三月新潟県市合第五八五号許可）

この規約は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年四月新潟県市町村第一八二号許可）

この規約は、平成十七年五月一日から施行する。

附 則（平成一七年一〇月新潟県市町村第九六六号許可）

この規約は、平成十七年十月十日から施行する。

附 則（平成一八年三月新潟県市町村第一六一七号許可）

この規約は、平成十八年三月二十日から施行する。

附 則（平成一九年三月新潟県市町村第一五七〇号許可）

（施行期日）

1 この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

（収入役に関する経過措置）

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、三条市収入役としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合において、変更後の第十

条第三項の規定は適用せず、変更前の第十条の規定（収入役に係る部分に限る。）は、なおその効力を有する。

附 則（平成二〇年一月新潟県市町村課届出）

この規約は、平成二十年一月一日から施行する。

附 則（平成二四年二月新潟県市町村第九三六号許可）

この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。